

買い物でリハビリテーション しませんか

自宅からスーパーまで
送迎あり



あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

体操を行った後、買い物をしながらリハビリを行います。外出機会が減って筋力が低下したり、1人で買い物に行くのを不安に感じたりしているかたは、ぜひお申し込みください。

と き	6月15日～令和4年3月29日(11月23日を除く毎週火曜日)午前10時～正午	
と ころ	イトーヨーカドー尾張旭店	
内 容	姿勢改善や歩行を中心とした体操を行った後、店内で買い物を行う	
対 象 者	市内在住の65歳以上で次の全てに該当し自分で歩いて買い物をしたいかた ●外出機会が減り筋力の低下を感じる ●歩いてスーパーなどに行くのが難しくなり送迎に頼っている ●スーパー内では1人で買い物ができる ●現在通所サービスを利用していない	
定 員	先着12人(初めて参加するかた優先)	費 用 1回200円(買い物代は自費)
申し込み方法	6月1日(火)からリハビリフィットネス長久手(担当:中根)に電話(☎64-5745)で(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時30分)	
そ の 他	●店舗への問い合わせは不可 ●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため体調不良または発熱がある場合は参加不可 ●申し込みの際に簡単な質問あり ●1人20回まで参加可	

問い合わせ先 / 市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143

介護保険サービスを 利用するには

身体上の理由などで日常生活に介護などが必要となり、介護保険サービスを利用するには要介護認定が必要です。

要介護認定申請

申請場所

長寿課介護保険係

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書(長寿課で配布。ホームページからもダウンロード可)
- マイナンバーが分かるもの
- 介護保険証(65歳以上のかた)
- 健康保険証(40～64歳のかた)

認定調査

市の調査員などが心身の状況について、国で定められた74項目を調査

主治医の意見書

申請書に記載された主治医に、市が意見書の作成を依頼

一次判定

認定調査の結果、主治医の意見書をもとに、コンピューター判定で要介護状態区分を導き出す

二次判定

一次判定結果、認定調査の聞き取り内容、主治医の意見書を踏まえ、医療・保健・福祉の専門家による介護認定審査会で審査・判定

要介護認定

要支援1・2

介護予防サービス、総合事業を利用可

要介護1～5

介護サービスを利用可

非該当(自立)

「基本チェックリスト」で生活機能の状態を調べ、生活機能の低下がみられる場合は総合事業を利用可

介護(予防)サービスの選択

居宅サービスを希望する場合

●要支援1・2

保健福祉センター内地域包括支援センター(☎55-0654)へ連絡

●要介護1～5

居宅介護支援事業者に依頼し、介護支援専門員(ケアマネジャー)に介護サービス計画の作成を依頼。依頼事業者が決まったら「居宅サービス計画作成依頼届出書」を長寿課に提出

施設サービスを希望する場合

施設へ直接(特別養護老人ホームは原則要介護3以上のかたが対象)

申請・問い合わせ先 / 市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144